

(趣旨)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合消防団規則(平成29年鯖江・丹生消防組合規則第1号)第4条に規定する機能別分団の団員(以下「機能別団員」という。)の身分、定数、活動等に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 機能別団員の身分は、基本団員と同じく非常勤の特別職地方公務員とする。

(定数および所属)

第3条 機能別団員の定数は、鯖江消防団については、おおむね38人、越前消防団については、鯖江・丹生消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第18号)第2条に定める定数の範囲内とし、当該団本部に所属するものとする。

(班および活動内容)

第4条 機能別団員の班および活動内容は、次のとおりとする。

	班	活動内容
鯖江消防団	警防広報班	(1) 防火広報および応急手当技術の普及啓発活動
	災害支援班	(2) 災害時における避難所等での支援活動
越前消防団	災害医療班	(3) 水火災および大規模災害等での活動

(令2訓令1・一部改正)

(被服の貸与)

第5条 前条の活動に従事するために必要な被服として、警防広報班の団員には、制服一式、活動服、ヘルメット、皮手袋、安全靴等を貸与し、災害支援班の団員には、活動服、ヘルメット、皮手袋、安全靴等を貸与し、災害医療班の団員には、活動服、皮手袋、安全靴等を貸与する。ただし、退団した場合は、返却するものとする。

(令2訓令1・一部改正)

(教育および訓練)

第6条 機能別団員の教育および訓練は、鯖江消防団にあつては消防署庶務課、越前消防団にあつては消防署丹生分署が行うものとする。

2 前項の教育および訓練は、別に定める教育訓練計画に基づき行うものとする。

(令2訓令1・一部改正)

(報酬)

第7条 機能別団員には、鯖江・丹生消防組合特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例(平成6年鯖江・丹生消防組合条例第3号)第2条の2および第4条に定める報酬および費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 機能別団員に関する庶務は、鯖江消防団にあつては消防署庶務課、越前消防団にあつては消防署丹生分署において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合消防団女性団員規程の廃止)

2 鯖江・丹生消防組合消防団女性団員規程(平成6年鯖江・丹生消防組合訓令第1号)は、廃止する。

附 則(令和2年訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。